

○福岡県警察事務決裁規程（概要）

（平成3年福岡県警察本部訓令第6号）

この訓令は、事務処理の迅速化を図るとともに、所属長の事務負担を軽減して重要、特異又は疑義のある事務の的確な処理に資するため福岡県警察における事務の決裁について、必要な事項を定めたものであり、もって効果的かつ効率的な組織運営を図ることを目的としている。

主な内容として、

- 公安委員会権限事項の専決
- 本部長権限事項等の決裁及び専決
- 専決の制限等

などの項目からなっている。